

「開かれた学校づくり」をめぐる動き

【経緯】

① 臨時教育審議会 第3次答申

昭和62年4月

生涯学習体系への移行の観点から、学校の施設・機能を地域住民に開放することは重要である。また、情報化・国際化をはじめ今日の社会・経済などの変化は著しく、こうしたなかで新たな要請も生じている。これらの要請に対応するため、学校を地域社会の共同財産としての観点から見直し、学校・家庭・地域社会の協力関係を確立する。

ア 地域社会の共同の施設としての観点に立って学校施設の開放を進めるとともに、学校とその他の教育機関が全体として有効な役割分担と緊密な協力関係を有し、発展することができるよう、地域の教育機関全体の効果的なネットワークの形成を図る。

イ 学校は、家庭・地域社会などに対して努めて開かれたものとし、その教育について理解を得るようにするとともに、家庭・地域社会の建設的な意見をその運営に反映させるなどしてそれらとの連携を密にし、その教育力の向上にさらに努力する。

(略)

学校・家庭・地域社会は、児童・生徒の立場を中心としてその責務と役割を果たすため、本来の機能の充実を図るとともに、有機的連携、相互協力に努力する必要がある。このため、学校は教育方針等について、保護者に積極的に説明するなど十分な情報の提供を行い、また、保護者や地域住民の意見を学校の運営に生かすように努めるなど保護者や地域住民に対してより開かれた学校経営を心がけなければならない。

② 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(答申)

平成8年7月

第4章

学校・家庭・地域社会の連携

(開かれた学校)

学校が社会に対して閉鎖的であるという指摘はしばしば耳にするところである。学校や地域によって事情は異なり、この指摘の可否を一律に断定すべきではないが、子供の育成は学校・家庭・地域社会との連携・協力なしにはなしえないとすれば、これからの学校が、社会に対して「開かれた学校」となり、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子供たちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけることは極めて重要なことと言わなければならない。

そこで、まず、学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、自らの考えや教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要があると考える。特に、いじめ・登校拒否の問題などでの学校の対応ぶりを見ていると、学校内での出来事や学校としての取組などをできるだけ外部に漏らすまいとする傾向が強いように感じられることがある。学校は、家庭や地域社会との連携・協力を積極的であってほしい。

(略)

③ 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」

平成10年9月

第3章 学校の自主性・自律性の確立について

6 地域住民の学校運営への参画

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものにするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。このような観点から、学校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、また、その実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である。

(中略)

— 具体的改善方策 —

(教育計画等の保護者、地域住民に対する説明)

各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること。また、自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進めること。

(略)

④ 教育改革国民会議報告 —教育を変える17の提案— (抄) 平成12年12月

4. 新しい時代に新しい学校づくりを

◎地域の信頼に答える学校づくりを進める

学校、特に公立学校では、努力しなくてもそのままになりがちで、内からの改革がしにくい。地域で育つ、地域を育てる学校づくりを進める。単一の価値や評価基準による序列社会ではなく、多様な価値が可能な、自発性を互いに支え合う社会と学校を目指すべきである。

— 提言 —

- (1) 保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校づくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。
- (2) 各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。

◎新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

新しいタイプの学校の設置を可能とし、多様な教育機会を提供する。新しい試みを促進し、起業家精神を持った人を学校教育に引き込むことにより、日本の教育界を活性化する必要がある。

提言

- (1) 私立学校を設置しやすいように、設置基準を明確化し、施設・設備の取得条件を緩和する。親の教育費負担の軽減に加えて、新しいタイプの教育を実現するための私学振興助成を充実させる。
- (2) 研究開発学校を地域指定できるように拡充し、地域との連携を図りながら新しい試みを実施する。
- (3) 地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。

これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

⑤ 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
(答申) (抄)

平成12年12月

第4章 教育課程の実施状況から見た学校の自己点検・自己評価の推進

ア 各学校が、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、それに基づき、学校の教育課程や指導計画、指導方法等について絶えず見直しを行い改善を図ることは、学校の責務である。

イ 各学校が行う自己点検・自己評価の内容としては、教育課程の編成状況・実施状況、指導方法や指導体制の工夫改善の状況、児童生徒の学習状況等があるが、具体的な項目、方法等は、各学校や設置者が地域や学校の実態に応じて適切に工夫する必要がある。

ウ 各学校における自己点検・自己評価に当たっては、学校評議員制度を活用することなどにより、結果を保護者や地域の人々に説明することが重要である。また、点検・評価の実施に当たっても、保護者や地域の人々の声を参考に進めることが大切である。

エ 今後、各学校における自己点検・自己評価が適切に行われるよう、関係機関において自己点検・自己評価の内容、方法、公表の在り方等についての研究開発を進めることが必要であり、それらに基づく各学校での実践を進めることが期待される。

(5) 各学校において教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を進めるに当たっては、学校を地域に開かれたものとし、家庭や地域社会との連携を深めるという視点が重要である。新しい学習指導要領等では、「総合的な学習の時間」が創設されるなど特色ある学校づくりが求められており、教育活動の計画や実施の場面において保護者や地域の人々の協力を得ることや、学校の特色を保護者や地域の人々に説明するなど、開かれた学校づくりを一層進める必要がある。

このような観点から、自己点検・自己評価の実施に当たっては、学校評議員制度を活用することなどにより、保護者や地域の人々の声を参考にしながら進めるとともに、その結果を、保護者や地域の人々に説明し、意見を聞き、その後の教育課程の編成や指導の改善に反映させ、保護者や地域の人々の協力を得て教育活動を展開していくことが、必要である。

なお、自己点検・自己評価の公表については、地域や学校の実情に応じて、各教育委員会等においてその在り方を検討することが望ましい。また、公表に当たっては、序列化などの問題が生じないように、十分留意する必要がある。

⑥ 小学校設置基準

平成14年3月

(自己評価等)

第2条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

⑦ 中学校設置基準

平成14年3月

(自己評価等)

第2条 中学校は、その教育水準の向上を図り、当該中学校の目的を実現するため、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 中学校は、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

⑧ 高等学校設置基準

平成16年3月

第3条 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的を実現するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

第4条 高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

高等学校設置基準は小学校設置基準、中学校設置基準と同時に一部改正されたが、その後、平成16年3月に全部改正された。

⑨ 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(通知)

平成14年3月

第1 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定について

2 設置基準の概要

(2) 自己評価等

① 小学校等は、その教育水準の向上を図り、当該小学校等の目的を実現するため、当該小学校等の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと（第1項）。

② ①の点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定して行うものとしたこと（第2項）。

(3) 情報の積極的な提供（第3条）

小学校等は、当該小学校等の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとしたこと。

3 留意事項

(3) 情報の積極的な提供（第3条）

① 小学校等においては、その説明責任を果たす観点から、それぞれの学校や地域の状況等に応じて、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者や地域住民等に対し積極的に情報を提供するようにすること。

② 提供すべき情報としては、例えば、学校の概要、教育目標、教育課程、教育活動の状況などが考えられること。

③ 情報を提供する方法については、各学校において、例えば、学校便りの活用や説明会の開催、インターネットの利用など、多くの保護者や地域住民等に提供することができるような適切な方法を工夫すること。

第4 その他留意事項

2 盲学校、聾学校及び養護学校における自己評価及び情報の積極的な提供

小学校等について、学校の自己評価等及び情報の積極的な提供に関する規定が設けられたことを踏まえ、盲学校、聾学校及び養護学校においても、自己評価の実施及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供に努めることが適当であること。

⑩ 中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」（答申） 平成 15 年 10 月

（２） 保護者や地域住民等との連携

① 保護者や地域住民等の理解と支援等の重要性

新学習指導要領のねらいの実現に向けて、「総合的な学習の時間」や「個に応じた指導」の取組を実りあるものにするためには、各学校が、校長のリーダーシップの下に全校を挙げて取り組むことが必要であることは言うまでもない。そして、これと同時に、子どもたちの教育は、学校・家庭・地域社会が、それぞれの特質を生かした適切な役割を分担しつつ全体として行うものであるという視点を持ち、さまざまな形で保護者や地域住民等との連携・協力を得ることが不可欠である。このため、保護者や地域住民等にあっては、各学校の教育課程や指導の状況等に関心を持ち、学校の取組に積極的にかかわることが求められるところであり、また、それを通じて、衰弱してきたと言われる地域のコミュニケーションや教育の力を活性化することが期待される。例えば、小学校区単位で校区に居住する人々が地域に根ざして連携し、学習や体験活動の機会を提供したり、体験の不足によって人やものとかかわる力が低下していると言われる子どもたちに、地域の人々が豊かな経験を伝えたりするなど、学校・家庭・地域社会間の分担と協力によって子どもたちを教育していくという視点を持つことが求められる。

なお、社会全体から学校に対して様々な役割・機能が期待される中で、学校がその本来の役割・機能を十全に果たすためには、各学校が現在行っている教育活動全体について、自己評価等を通じて不断に検証し、改善を図ることが必要である。その際、家庭地域社会が分担・協力した方がよりよい成果が得られると考えられる教育活動等については、家庭や地域の実態等を踏まえつつ、保護者や地域住民等の理解を得ながら、家庭や地域社会がその役割を分担したり、協力したりするように促していくことも必要である。

⑪ 「兵庫の教育改革プログラム～県民すべてがかかわる兵庫の教育をめざして～」

平成 15 年 7 月

第Ⅱ部 兵庫がめざす教育 ―総論―

第2章 五つの重点目標

5 個性ある学校、開かれた学校づくりを進めます

従来、学校教育は、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持といった観点から、等質な教育内容を提供することに努めてきた。しかし、その一方で、人々の価値観が多様化する中で、地域や子どもたちの実態に合わない画一的な教育内容が提供されるといった、住民のニーズに合わない側面も出てきている。こういった課題に対して、学校選択制を導入したり、コミュニティ・スクールなどの新しいタイプの学校を模索する自治体も現れてきている。

新しい時代にふさわしい学校は、個々の子どもたちの社会的自立のための準備の場ととらえる必要があり、そのためには、子どもたち一人一人の多様な個性や能力が引き出され、伸長される場であることが求められている。

このことを実現するためには、従来から言われてきた学校施設の地域社会への開放といったことに加えて、学校は「教える側」の論理だけではなく、教育を受ける側の立場に立った教育活動を展開する必要がある。すなわち、教育目標や活動状況、その成果などを積極的に家庭や地域社会に伝えていくといった説明責任を果たしていくとともに、家庭や地域社会の声に積極的に耳を傾け、学校経営に反映させたり、地域住民の「参画」を得た教育活動を行うなど、「開かれた学校づくり」に着実に取り組むことが求められている。

「開かれた学校づくり」を進めることは、地域が育て、地域を育てる学校づくりを進めることでもあり、また、単一の価値観や評価基準による序列化ではなく、多様な価値観を認め合い、自発性を互いに支え合う社会を実現させることにもつながる。先の阪神・淡路大震災では、地域に果たす学校の役割の大きさを改めて知ることとなったが、その教訓は、本県の「新たな防災教育」への取組として、今日に至っている。